

令和8年度 地域企業との新結合による湖魚需要システム化推進事業仕様書

1 目的

滋賀県産魚介類（以下、「湖魚」という。）の利用促進と本県水産業への理解醸成を図るため、地域貢献に積極的な企業や大学等（以下、「企業等」という。）に対して、湖魚の利用機会を提供するとともに、湖魚の保全と関連付けられた地域貢献活動（以下、「CSR活動」という。）の実施を促すことにより湖魚の需要を促進する仕組みの確立をめざす。

2 内容

目的を達するために以下の業務を行う。なお、下記（1）～（3）の業務については20箇所以上の企業等に提案すること。

（1）食堂等で提供する湖魚食メニューの提案

- ・ 企業等に対して湖魚食材のサンプルを提供し、食堂利用者の満足度向上や琵琶湖漁業への理解が深まるように湖魚食のメニュー化を提案すること。
- ・ サンプル代は本事業の経費とすること。

（2）企業等による湖魚と関連付けられたCSR活動メニューの提案

- ・ 企業等に対して湖魚の増殖や保全に関係したCSR活動と湖魚の社食等での利用を組み合わせたストーリー性のあるCSR活動メニューを提案すること。
- ・ 想定されるCSR活動は、湖魚の種苗放流や湖魚の生息環境を保全する清掃活動、湖魚の産卵場所であるヨシ群落保全等が挙げられるが、これら以外にも柔軟な発想で提案すること。
- ・ 企業が既に実施しているCSR活動との組み合わせや拡充を妨げるものではないが、新規の活動の提案を積極的に行うこと。
- ・ 企業等のCSR活動の実施に際しては企業等との調整や活動支援に取り組むこと。

（3）企業等と連携した従業員や地域に向けた湖魚プロモーションの実施

- ・ 食堂等での湖魚食メニューの提供に合わせて、食堂利用者に対して家庭での消費活動につながるよう、湖魚食材の情報や美味しい食べ方の啓発を行うこと。
- ・ 食堂等での湖魚食メニュー提供とCSR活動の結びつきを食堂利用者に対して訴求すること。
- ・ 企業等が広報することを促すこと。
- ・ 企業等による取組内容を県のホームページ等に投稿できるよう記事にすること。

（4）アンケート調査

- ・ （1）および（2）の実施にあつては、企業等および食堂等利用者を対象としたアンケート調査を実施し、継続的な湖魚の利用機会の醸成やCSR活動の実施に役立つよう集計すること。

(5) 食堂等へ提供する湖魚食材について

- ・ 実施にあたり必要となる湖魚食材の入手については、県と協議して決定すること。

(6) 企画提案書に明記する事項

- ・ 提案を想定している企業等
- ・ 湖魚メニュー化を促進するための工夫点
- ・ 企業に提案する CSR 活動の具体例
- ・ 食堂利用者等に向けて湖魚の魅力を訴求するための工夫点

3 契約の期間

契約締結の日から令和9年（2027年）3月19日（金曜日）まで

4 実績等の報告について

- (1) 受託者は、上記業務について、県が必要と認める時には、その進捗や実施結果についてとりまとめ、速やかに提出すること。
- (2) 受託者は、本委託業務の完了後、委託業務の内容を取りまとめた業務報告書1通、および電子データ1式を提出すること。
- (3) (1) および (2) の提出先は、滋賀県農政水産部水産課とする。

5 業務の遂行について

- (1) 委託業務の詳細は、県と受託者で協議の上決定する。
- (2) 業務の遂行にあたり、受託者は県と適宜打合せを行い、連携を密にすること。

6 その他

- (1) 本業務の実施にあたっては、必要な関係法令を遵守することとする。
- (2) 委託業務の履行に際し、他の者の著作権を有するものを使用し、問題が生じたときは、委託者に不利益が生じないように受託者の責任においてこれを処理することとする。
- (3) 委託業務の遂行のために県が提供した資料、データ等は委託業務以外の目的で使用してはならない。また、これらの資料、データ等は委託業務の終了までに県に返却することとする。
- (4) 委託業務において知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。
- (5) 成果物に関する著作権は、滋賀県に帰属するものとし、県が行う他の媒体等（ホームページへの掲載等）での活用（二次使用）を妨げないものとする。
- (6) 成果物委託業務の内容は、受託者からの提案に基づき県と協議の上、決定する。
- (7) その他、委託業務内容の効果的な実施のために必要な事項については、県と協議の上、定める。